

**令和5年度 九州大学大学院人文科学府  
「外国人留学生研究支援事業に係る謝金支給」について**

令和5年5月24日

人文科学府では、今年度も外国人留学生の研究活動を円滑化させ、大学院人文科学府学生の積極的な外国人留学生との交流を促し、教育のグローバル化を図ることを目的に、大学院人文科学府の学生が外国人留学生の学位論文等を校閲、校正する場合における謝金を支給します。下記の要領に従って、手続きを行ってください。

**1. 校閲、校正対象論文等**

ここで定める校閲、校正する外国人留学生の学位論文等とは、次のとおりです。

- (1) 外国人留学生 文学部又は大学院人文科学府修士課程若しくは博士後期課程に在籍する正課生又は研究生の外国人留学生をいう。
- (2) 学位論文等 学位論文（卒業論文、修士論文、博士論文）及び学内外の学術誌に投稿された学術論文（採用・不採用は問わない）をいう。  
校閲、校正する論文の言語は問わないが、日本語は5, 600字以上、その他の外国語は、2, 400ワード以上の論文を対象とする。
- (3) 論文数は、外国人留学生1名について1件とする。

**2. 謝金受給者**

この要領により謝金の支給を受けることができる者は、九州大学大学院人文科学府修士課程又は博士後期課程に在籍する正課生で、外国人留学生が執筆した学位論文等を校閲、校正した者とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 休学又は留学などにより校閲、校正を完成させることができなかつた者
- (2) 日本学術振興会特別研究員である者（謝金の受給時に同研究員となることが見込まれる者を含む。）

**3. 謝金の額**

謝金（注1）の額は、次に掲げる額を上限とし、国立大学法人九州大学謝金支給基準に基づき算定された額とする。

- (1) 博士論文 1件につき5万円を上限とする。
- (2) 修士論文 1件につき3万円を上限とする。
- (3) (1)(2)以外の論文 1件につき2万円を上限とする。

（注1）謝金は、税法上、雑所得扱いとなります。

**4. 申請・報告書等の提出**

謝金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日（注2）までに学務課（人文科学府担当）に提出しなければならない。

- (1) 外国人留学生研究支援事業業務申請・完了確認報告書（様式1）

- (2) 納入等の口座振込同意書（学生課で配布）
- (3) 外国人留学生が学位論文等を本学又は学術誌の発行機関に提出し受理されたことが確認できる書類（注3）

（注2）令和5年度中に校閲・校正を完了した者で、提出期限は、令和6年2月22日(木)までとする。

（注3）「受理されたことが確認できる書類」とは、次のとおりです。

- (1) 九州大学に提出された学位論文については、学務課（人文科学府担当）が作成する受理論文一覧表で確認するので、確認書類の提出は不要です。
- (2) (1)以外の論文については、論文受理を示す通知書又は論文を受領した旨の記載のある電子メール全文（自動受信機能による返信メールは除く。）

〔備考〕

外国人留学生研究支援事業業務申請・完了確認報告書（様式1）は、人文科学府ホームページより入手できます。